

町民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染が広がる中、令和2年4月7日、安倍首相を本部長とする政府対策本部において、7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」を発令するとともに、社会への影響を最小限にするための緊急経済対策が取りまとめられました。

町におきましても緊急事態宣言を受け、同日4月7日、新たに特別措置法に基づく「坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、町民の皆様への正確な情報提供や感染拡大の防止に向けた取り組みに加え、事業者の皆様を支援するための独自の経済対策などの検討を進めてまいります。

現時点で長野県内においては急速な感染拡大はみられないものの、これ以上感染が広がらないようにするには、私たち一人ひとりのより慎重な行動が重要です。3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるなど、町民の皆様には引き続き感染防止のための行動をお願いしますとともに、緊急事態宣言が出された地域との不要不急の往来は極力控えていただきますようお願いいたします。

令和2年4月8日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘